

議事法 8ステップ

I T Cの運営は、会則に基づいて行われています。
運営にあたって、何か問題が生じ会則を変える必要性がでてきたときや、会員の誰かがある提案をする際には、例会で審議を申し出る必要があります。
例えば、Aさんが「I T Cひろしまクラブでロゴ入りのお揃いのTシャツを作りたい!」と考えても、ただ周りの会員に呼びかけるだけでは、何も変わりません。
何か提案があるときは、例会での審議を図らなければなりません。

その審議は、議事法にそって行うことになっています。

I T Cでは、ロバート議事法という国際的に最も用いられているルールを取り入れています。「ロバート議事法」は、ヘンリー マーティン ロバートが、アメリカ議会の議事規則を元に、もっと普通一般の会議でも用いることができるよう簡略化して考案した審議の進行ルールです。日本では、ロータリークラブやライオンズクラブなどでも、取り入れられています。この議事法には、次のような原則があります。

1. すべての人に対して公平と平等
2. 一時一件の審議 (一度にひとつの議題だけを取り上げる)
3. 多数意見を優先 (文字通り、多数の意見を尊重する事)
4. 少数意見の尊重 (2名以上の賛成があれば動議を取り上げる)

この原則を守るために、8ステップがあり、審議はこれに沿って行われます。

審議をただ闇雲に推し進めるのではなく、8ステップに則って行うことは、円滑に審議を進める上でとても民主的かつ合理的な方法なのです。

それでは、本題の8ステップに入ります。

8ステップとは、次の8つのプロセスをさします。

- ① 呼びかけ
- ② 発言許可
- ③ 動議提出
- ④ セCOND
- ⑤ 取り上げ宣言
- ⑥ 討議
- ⑦ 採決
- ⑧ 採決結果

まず、「動議」とは、会議中に出席者から予定議案以外の議題を出すこと、またはその議題をいいます。

もうひとつ、「セコンド」とは、英語で、「秒」とか「2番目」の意味以外に、動詞で「支持する」という意味があり、議事法では「討議することに賛成支持する」という意味になります。

この場合、必ずしも動議の内容について賛成支持するという意味ではありませんので、ご注意ください。

では、8ステップに戻ります。

まず①、Aさんは起立し、議長に「議長」または「マダムプレジデント」と呼びかけをします。

そして、議長は「Aさん、どうぞ」と②の**発言許可**をします

議長の許可を得たAさんは、③**動議提出**で「私は『……』という動議を提出します」と述べる（1回目）

それに対し、別の会員Bさんが、④「セコンド！」と言い、審議することに賛成支持します。Aさん1人が出した動議は、もしこのセコンドがないと残念ながら、取り上げられません。つまり、却下されます。

ただし、委員会や役員会等、複数の会員から提出された場合、セコンドはいりません。

次に 議長は「Aさんから『……』という動議が出され、セコンドされました。」と動議を復唱し（2回目）、⑤**取り上げ宣言**をします。

そして、宣言の後、議長は、「ご討議ください。」と⑥**討議**を求めます

賛成意見や反対意見が十分出尽くしたと思われたら、議長は「『……』という動議の採決をします。」と動議を復唱し（3回目）、⑦**採決**をとります

そして、採決の集計後、議長は動議を復唱し（4回目）、⑧**裁決結果**を発表します。

動議は提出者を含め4回述べられ、

議長は、動議を3回述べることになっています

2015年11月19日

—C. M.—